令和８年度川崎川上流湿地帯等の有機フッ素化合物調査業務に係る
共同企業体（JV）設置要綱

（目的）
第１条　沖縄県環境部が委託発注する令和８年度川崎川上流湿地帯等の有機フッ素化合物調査業務委託（以下、「委託業務」という。）に係る共同企業体（以下、「共同企業体」という。）の業務実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 共同企業体とは、沖縄県環境部が発注する委託業務の遂行を目的として結成され、当該業務の完了及び成果品の引渡し完了により解散する共同企業体をいう。
(2) 構成員とは、共同企業体を構成する者をいう。

（業務の実施）
第３条　共同企業体の業務実施は､各構成員が対等の立場で､一体となって取り組むこと。

（構成員）
第４条　構成員の数は２又は３業者とする。

（結成方法）
第５条　共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

（代表者）
第６条　共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の遂行能力を有する者でなければならない。

（出資比率）
第７条　代表者の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率でなければならない。
２　構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、次の割合以上でなければならない。
(1) ２業者の場合　30％
(2) ３業者の場合　20％

（共同企業体の存続期間）
第８条　共同企業体の存続期間は、委託契約書に基づき成果品の引き渡しが完了した後、３ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後においても、当該委託業務の契約内容に適合しないものがある場合は、各構成員は連帯してその責を負うものとする。
２　共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該委託業務に係る契約が締結された日を以て解散されたものと見做す。

（定めのない事項）
第９条　これに定めのない事項については、別に定める。